

桐朋学園大学院大学

内部質保証の方針

桐朋学園大学院大学（以下、「本学」という。）は、内部質保証に関する方針を以下のように定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 本学は、使命・目的及び教育の目的を達成するために、教育研究活動や大学運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえ質の向上に資する改善・改革を、恒常的・継続的に推進する。
- (2) 本学における教育研究活動を活性化させ、また学内の各種委員会等の運営体制を盤石なものとするために、さまざまな場面において PDCA（計画、実行、評価、改善）のサイクルを確立させることを目指す。

2. 内部質保証の体制

- (1) 「自己点検・評価委員会」を本学における内部質保証に関する責任を負う組織として位置づけ、研究科長を委員長としている。
- (2) 自己点検・評価委員会は、桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程および自己点検・評価実施要領に基づき、「教育研究の目的、活動」「教員組織、施設設備」「学生サービスその他の活動」「本学附属図書館及び附属教育研究機関の活動」「管理運営」等について自己点検・評価を行う。
- (3) 組織的な FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動及び SD（スタッフ・ディベロップメント）活動を体系的に実施することにより、教職員それぞれが教育研究活動等の質の保証・向上の担い手であることの自覚を促す。
- (4) 自己点検・評価を実施するにあたって、IR（インスティテューショナル・リサーチ）を活用する。また、研究科委員会が中心となり、各種法令の遵守状況確認や規程整備等を行う。
- (5) 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果を一定の周期ごとに自己評価報告書にして公表するものとする。
- (6) 学長は、自己点検・評価の結果に基づき、選出理事、研究科長、事務局長に指示し、適切な改善措置その他必要な措置を講じることとしている。